

第27回越谷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（R3.3.19） 結果

1 市主催事業等の取扱い

市が主催するイベント、行事（審議会などの会議を含む。）については、令和3年3月22日以降、順次実施する。

- ※ 当面の間、事業等の実施は「越谷市における施設使用及び事業実施の目安」を満たすこととする。
- ※ 指定管理者に対しては市の考え方を伝え、同様の対応を要請する。

2 市施設の取扱い

市施設の使用については、令和3年3月22日以降、順次再開する。

- ※ 当面の間、市施設の使用は「越谷市における施設使用及び事業実施の目安」を満たすこととする。

3 越谷市における施設の使用及び事業実施の目安

「越谷市における施設の使用及び事業実施の目安」

当面の間、市施設の使用及び事業の実施にあたっては、以下を満たすこととする。

(1) 参加人数等

- ① 収容定員が設定されている場合

「5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方」又は「10,000人」のいずれか小さい方を上限とする。

- ※ 大声での歓声・声援等が想定されるものは、上記にかかわらず収容定員の50%を上限とする。

- ② 収容定員が設定されていない場合 10,000人以下とする。

(2) 感染拡大防止策

	項目	(参考) 具体的な例
①	三密対策	一定の数以上の入場制限、密集防止、社会的距離の確保
②	感染防止対策	発熱などの症状がある方の制限、手の触れる場所の消毒、マスクの着用
③	安全対策	入口等に消毒設備、体温計の設置、毎時の換気と消毒の徹底
④	その他	万が一感染者が確認されたときに備え、利用者（参加者）の特定、対面での食事や会話の制限

- ※ 上記に加え、「業種別ガイドライン」を参考とした対策の実施。

(3) その他

地域の行事等で全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討する。